

事 務 連 絡
令和 2 年 6 月 1 2 日

各都道府県教育委員会情報教育担当課
各指定都市教育委員会情報教育担当課
各都道府県私立学校事務主管課
附属学校を置く各国立大学法人附属
学 校 事 務 主 管 課 御中
附属学校を置く各公立大学法人附属
学 校 事 務 主 管 課
構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた
各地方公共団体株式会社立学校事務主管課

文部科学省初等中等教育局情報教育・外国語教育課

「教育の情報化に関する手引―追補版―（令和2年6月）」の公表について（周知）

平素より、教育の情報化の推進に御理解・御協力いただきありがとうございます。

このことについては、「『教育の情報化に関する手引（令和元年12月）』の公表について」（令和元年12月19日事務連絡）において、学習指導要領の実施時期を見据え本手引きを公表した旨及び追補版の公表を予定している旨お知らせしたところです。今般、文部科学省が示した環境整備関連予算の進め方等に関する時点更新やイラストの追加等を行った追補版を作成し、下記により公表しました。

ついては、本手引を御参照いただき、教育の情報化とそれを通じた教育の質の向上が一層図られるよう御活用願います。

都道府県教育委員会においては、域内の市町村教育委員会及び所管の学校（大学を除く）に対し、指定都市教育委員会においては、所管の学校に対し、都道府県私立学校事務主管課においては、所轄の私立学校に対し、附属学校を置く国公立大学法人においては、所管の附属学校に対し、構造改革特別区域法（平成14年法律第189号）第12条第1項の認定を受けた各地方公共団体の株式会社立学校事務主管課においては、所管の学校設置会社の設置する学校に対し、周知願います。

記

<ホームページ>

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/zyouhou/detail/mext_00117.html

<別添資料>

別添1 「教育の情報化に関する手引―追補版―（令和2年6月）の概要」

別添2 教育の情報化に関する手引（追補版）について

本件担当：

初等中等教育局 情報教育・外国語教育課

情報教育振興室 情報教育企画係

電話：03（6734）2659

E-mail：jogai@mext.go.jp

教育の情報化に関する手引（追補版）の概要

作成趣旨

新学習指導要領においては、初めて「情報活用能力」を学習の基盤となる資質・能力と位置付け、教科等横断的にその育成を図るとともに、その育成のために必要なICT環境を整え、それらを適切に活用した学習活動の充実を図ることとしており、情報教育や教科等の指導におけるICT活用など、教育の情報化に関わる内容の一層の充実が図られた。

新学習指導要領の下で教育の情報化が一層進展するよう、学校・教育委員会が実際に取組を行う際に参考となる「手引」を作成。

- ✓ 新学習指導要領のほか、現時点の国の政策方針・提言、通知、各調査研究の成果、各種手引、指導資料等に基づき作成
- ✓ 現行の手引の内容を全面的に改訂・充実するとともに、「プログラミング教育」「デジタル教科書」「遠隔教育」「先端技術」「健康面への配慮」などの新規事項も追加
- ✓ 各学校段階・教科等におけるICTを活用した指導の具体例を掲載

第1章 社会的背景の変化と教育の情報化

第2章 情報活用能力の育成

- これまでの情報活用能力の育成
- 学習の基盤となる資質・能力としての情報活用能力
- 情報活用能力の育成のためのカリキュラム・マネジメント
- 学校における情報モラル教育

第3章 プログラミング教育の推進

- プログラミング教育の必要性及びその充実
- 小学校段階におけるプログラミング教育

第4章 教科等の指導におけるICTの活用

- 教科等の指導におけるICT活用の意義とその必要性
- ICTを効果的に活用した学習場面の分類例と留意事項等
- 各教科等におけるICTを活用した教育の充実
- 特別支援教育におけるICTの活用

第5章 校務の情報化の推進

- 校務の情報化の目的
- 統合型校務支援システムの導入
- 校務の情報化の進め方
- 特別支援教育における校務の情報化

第6章 教師に求められるICT活用指導力等の向上

- 教師に求められるICT活用指導力等
- 教師の研修
- 教師の養成・採用等

第7章 学校におけるICT環境整備

- ICT環境整備の在り方
- デジタル教科書やデジタル教材等
- 遠隔教育の推進
- 先端技術の導入
- ICT活用における健康面への配慮
- 教育情報セキュリティ

特別支援教育における教育の情報化 ※各章において特別支援教育関係の記述をしている。

第8章 学校及びその設置者等における教育の情報化に関する推進体制

- 教育委員会及び学校の管理職の役割
- ICT支援員をはじめとした外部人材など、外部資源の活用



教育の情報化に関する手引（追補版）について

追補版について

本手引は、小学校学習指導要領（平成29年告示）の実施時期を見据え令和元年12月に公表したが、公表以降、環境整備関連予算の具体的な進め方を示したこと等から、これらを踏まえた時点更新やイラストの追加を行った追補版を公表することで、新学習指導要領の下で、教育の情報化が一層進展するよう、学校・教育委員会が実際に取組を行う際の参考とするもの。

主な追補内容

- ・学習場面に応じたICT活用の分類例（10の分類例）のイラストの追加
【第4章 第2節 ICTを効果的に活用した学習の場面の分類例】
- ・「GIGAスクール構想」を踏まえたICT環境整備について追記、ICT環境整備に向けた具体的モデル例の更新
【第7章 第1節 ICT環境整備の在り方】

学校におけるICTを活用した学習場面



ICTを効果的に活用した学習場面に「**一斉学習**」「**個別学習**」「**協働学習**」の分類に基づいた各教科の具体例のイラストを提示。

※1学校のICT活用事例、実践研究報告書「学びの未来」より

- ・特別支援教育におけるICTを活用した学習場面のイラストを追加
【第4章 第4節 特別支援教育におけるICTの活用】



様々な学習上の困難さに応じたICT活用例のイラストを記載。

- ・遠隔教育の推進に遠隔教育の推進に資する著作権法改正（授業目的公衆送信補償金制度）について追記
【第7章 第3節 遠隔教育の推進】

内容

- 第1章 社会的背景の変化と教育の情報化
- 第2章 情報活用能力の育成
- 第3章 プログラミング教育の推進
- 第4章 教科等の指導におけるICTの活用
- 第5章 校務の情報化の推進
- 第6章 教師に求められるICT活用指導力等の向上
- 第7章 学校におけるICT環境整備
- 第8章 学校及びその設置者等における教育の情報化に関する推進体制

※章や節等の構成については令和元年12月版からの変更はありません。

特別支援教育における教育の情報化

※各章において特別支援教育関係の記述をしている。

